

令和 8 年(2026 年)2 月 3 日



# 埼玉県報

第 690 号  
令和 8 年(2026 年)  
2 月 3 日  
火曜日

## 目 次

### 規則

- 知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則（文書課）

### 告示

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請（農業ビジネス支援課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 令和 7 年度大宮科学技術高等学校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者等の公示（ＩＣＴ教育推進課）
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（春日部県税事務所）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所（選挙管理委員会）
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所（選挙管理委員会）
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所（選挙管理委員会）

## 規 則

知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則を、以下に公布する。

令和八年一月三日

埼玉県知事 大野元裕

### 埼玉県規則第四号

知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が行う公文書の開示等に関する規則（平成十三年埼玉県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「回条第一号」を「回条第三号」に改める。

第四条第一号中「除く」の下に「。次号において回し」を加え、回条中第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

1) 電磁的記録を電子情報処理組織（埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織のうち知事が指定するものをいう。以下この号において同じ。）を使用して公文書の開示を受けるものの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写やせる方法（電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合に限る。）

「 求める開示の実施の 方法 〔開示の実施の方法に希 望するものがあれば、□ 内に印を付してください。 様式第一号廿 二〕」	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し（複写機により用紙に複写し (□送付を希望) □写し（スキャナにより読み取って 録を電磁的記録媒体に複写したも の） （□送付を希望） 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付（□送 付を希望） <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したもの の閲 聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したもの (□送付を希望)
---	---

「 求める開示の実施の 方法 〔開示の実施の方法に希 望するものがあれば、□ 内に印を付してください。 様式第一号廿 二〕」	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し（複写機により用紙に複写し (□送付を希望) □写し（スキャナにより読み取って 録を電磁的記録媒体に複写したも の） （□送付を希望） 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付（□送 付を希望） <input type="checkbox"/> 電子情報処理組織による交付 (□送付を希望)
---	---

交付

- を使用して開示請求があつた  
専用機器により再生したもの  
の  
聽
- 電磁的記録媒体に複写したもの  
(送付を希望)

「写したもの」の交付

つてできた電磁的記  
る交付(電子情報処  
あつた場合に限る。)  
つてできた電磁的記  
たもの)の交付

に改め。

送付を希望)  
(電子情報処理組織  
場合に限る。)  
の閲覧、聴取又は視  
の交付

基  
則

- 1　いの規則は、令和八年四月一日からの施行する。
- 2　いの規則による改正前の知事が行う公文書の開示等に関する規則に定める様式  
による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することがやれる。

## 埼玉県告示第九十二号

### 告 示

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に關し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和八年二月三日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

地目	面積（平方メートル）	所在及び地番	申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積
田	五〇一・〇〇	埼玉県加須市今鉢字金山四百三十八番	
田	一七三・〇〇	埼玉県加須市中ノ目字雁渕九百番二	
田	二、二五五・〇〇	埼玉県加須市杓子木字堤外六百八十六番一	
田	一、二一六・〇〇	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字丑ヶ谷戸	
田	八四三・〇〇	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字女堀八百四十五番五	
田	九三五・〇〇	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字金屎千百六十七番	
田	四四二・〇〇	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百七十九番	
田	五三三・〇〇	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十九番	
田	一、六八九・〇〇	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十四番	
田	一、〇九五・〇〇	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十八番二	
田	一、一一八・〇〇	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字諏訪ノ木四百八十三番一	

埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字諏訪ノ木  
四百八十三番二

田

九五・〇〇

所在及び地番	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額	裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。	申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細	農地法第三十三条第一項第一号に該当。	申請に係る農地の利用の現況
埼玉県加須市今鉢字金山四百三十八番	令和八年七月一日	十年	六千四百七十円					
埼玉県加須市中ノ目字雁渕九百番二	令和八年七月一日	十年	六千二百十円					
埼玉県加須市杓子木字堤外六百八十六番一	令和八年七月一日	十年	〇円					
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字丑ヶ谷戸七百九十一番一	令和八年七月一日	十年	〇円					
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字女堀八百四十番五	令和八年七月一日	十年	〇円					
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字金屎千百六十七番	令和八年七月一日	十年	〇円					

埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百七十九番	令和八年七月一日
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十八番	令和八年七月一日
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十九番	令和八年七月一日

埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十九番	令和八年七月一日
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十八番	令和八年七月一日
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十九番	令和八年七月一日
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十九番	令和八年七月一日

## 五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

### イ 提出期限

令和八年二月十七日

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

### ハ 記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

(6) (5) (4) (3)

意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

意見の趣旨及びその理由

意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由  
その他参考となるべき事項

# 告 示

## 埼玉県告示第九十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和八年二月三日

埼玉県知事 大野元裕

### 一 許可番号

第二〇二三一三八一二号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市石原三丁目二十七番地

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千八百七・二九立方メートル

浸透効果量 ○・〇六二九立方メートル毎秒

# 告 示

## 埼玉県告示第九十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年二月三日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

令和 7 年度大宮科学技術高等学校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 7 年11月 26 日

4 落札者の氏名及び住所

三菱 H C キャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号

5 落札金額

215, 531, 602円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 7 年10月 17 日

## 告 示

### 埼玉県春日部県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和八年二月三日

埼玉県春日部県税事務所長 江口昌穏

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
美好屋石油株式会社	代表取締役 増田 宏之	埼玉県草加市氷川町八百三十七番地	令和七年十二月三十一日

## 埼玉県選管告示第二十号

### 告 示

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所は次のとおりである。

令和八年二月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰宏芳

選挙区名	日 時
第一区	令和八年二月十日 午後二時三十分
第二区	令和八年二月十日 午後二時四十五分
第三区	令和八年二月十日 午後三時
第四区	令和八年二月十日 午後二時三十分
第五区	令和八年二月十日 午後二時四十五分
第六区	令和八年二月十日 午後二時三十分
第七区	令和八年二月十日 午後二時三十分
第八区	令和八年二月十日 午後二時三十分
第九区	令和八年二月十日 午後二時三十分
第十区	令和八年二月十日 午後二時三十分
第十一区	令和八年二月十日 午後二時三十分
第十二区	令和八年二月十日 午後二時四十五分
第十三区	令和八年二月十日 午後二時三十分
第十四区	令和八年二月十日 午後二時四十五分
第十五区	令和八年二月十日 午後三時
第十六区	令和八年二月十日 午後三時

埼玉県県民健康センター 大ホール

# 告 示

## 埼玉県選管告示第二十一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は次のとおりである。

令和八年二月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

一日時 令和八年二月十日 午後四時

二場所 埼玉県県民健康センター 大ホール

## 告 示

### 埼玉県選管告示第二十二号

令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所は次のとおりである。

令和八年二月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

一 日 時 令和八年二月十日 午後四時  
二 場 所 埼玉県県民健康センター 大ホール